

## 都道府県別校長免許状創設の提言

－「校長の専門職基準」に関する考察から－

森 均\*

The proposal which founds a principal license system each by prefecture :  
Based on consideration about "the professional standards for principal"

Hitoshi MORI

### 【要 約】

本論考では、日本教育経営学会が作成した「校長の専門職基準」試案（2015年版）を考察し、少子化の進展に伴い閉校や統合に取り組まなければならない校長に関して考慮されていないことを指摘している。さらに特別支援学級と通級指導教室の設置校の割合並びに日本語指導が必要な児童生徒の在籍校の割合が増加傾向にあり、いずれも都道府県によって状況が異なることを文部科学省の各種調査結果のデータや先行研究を示しつつ明らかにし、「校長の専門職基準」をもとに海外の例のように校長免許状を創設するならば、各都道府県がそれぞれの状況を踏まえた基準を設けて創設することを提言している。

---

\*大阪女学院大学・短期大学

## 1 目的

「校長の専門職基準」は、日本教育経営学会が校長を高度専門職として位置付け、その専門性の枠組みを明確にするため2009（平成21）年に作成した。その後も日本教育経営学会は2012（平成24）年に“2009年一部修正版”を、2015（平成27）年には改定した試案<sup>(1)</sup>を示し、2015（平成27）年6月にはその解説書として「次世代スクールリーダーのための『校長の専門職基準』」<sup>(2)</sup>を出版した。

本論考では、この「校長の専門職基準」つまり「校長の専門職基準」試案（2015年版）について考察し、都道府県別校長免許状創設を提言する。

## 2 先行研究と対象

2016（平成28）年11月に「校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国整備」に関する条文が盛り込まれた教育公務員等特例法等の一部改正が公布された。その後、2017（平成29）年2月に開催された中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の配布資料に次のように記載されている。

「とりわけ、校務や園務をつかさどる校長及び園長は、学校組織のリーダーとして、教員の人材育成について、大きな責任と役割を担っており、教員の自己成長を促すべき存在である。また、校長及び園長は教育者としての資質のほか、的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理を含む組織のマネジメント力が求められるものである。こうしたことを踏まえ、個別の指標を策定することを検討するなど他の職とは明確に区別できるように留意する必要がある。」<sup>(3)</sup>

棚野はこのことに着目し、「今後一層学校管理職としての校長の資質・能力向上に向けた施策が求められる」と述べ、また、「日本が校長を『専門職』として捉えた国レベルの校長資格制度や養成制度を持たないことは、現在の校長に求められる資質・能力が『経営者校長』へ拡大していると考えるときに大きな課題である」と指摘している<sup>(4)</sup>。さらに、先行研究をもとに、戦後から現在にわたり校長に求められる資質・能力の変遷を述べ、日本教育経営学会が示した「校長の専門職基準」試案（2015年版）を「現状における理論知の集大成である」としている<sup>(5)</sup>。本論考ではこの知見をもとに、解説書「次世代スクールリーダーのための『校長の専門職基準』」の第2章 解説「校長の専門職基準」試案（2015年版）<sup>(6)</sup>を対象に考察する。

## 3 着眼点

筆者は大阪府立の普通科高校、工業高校、特別支援学校の管理職の人事を対象に実証的に研究を行ってきたが、海外の管理職養成の状況<sup>(7)</sup>も踏まえて大阪府独自の校長免許状の創設を提案した<sup>(8)</sup>。さらに、「校長の専門職基準」試案（2015年版）が将来の校長免許状創設につながると考え、前述の解説書「次世代スクールリーダーのための『校長の専門職基準』」を熟読したが、文部科学省が学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的に実施し

ている学校基本調査の結果をもとに述べているとは考えられなかった。

#### 4 学校基本調査等のデータによる考察

学校基本調査は 1948（昭和 23）年から実施されているが、2015（平成 27）年に「校長の専門職基準」試案が示されたことから、2014（平成 26）年度までの学校基本調査のデータをもとに考察する。またその他文部科学省が実施している調査のデータも用いる。

##### 4.1 学校数の減少

表 1 に、2008（平成 20）～2014（平成 26）年度の学校基本調査<sup>(9)</sup>をもとに隔年で各学校数の推移を示す。

表 1 学校数の推移

年 度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
2008（平成 20）	22,476	10,915	5,060	1,026
2010（平成 22）	22,000	10,815	5,116	1,039
2012（平成 24）	21,460	10,699	5,022	1,059
2014（平成 26）	20,852	10,557	4,963	1,096

表 1 をみると、特別支援学校数は増加しているものの、小・中・高等学校の学校数はいずれも減少している。つまり、小・中・高等学校では閉校や統合を指揮しなければならない校長が増加しているわけである。筆者の経験では学校の閉校や統合については地域住民や卒業生の反対が強い場合が多く、場合によれば設置者との綿密な連携だけでなく地元選出の議員にも対応しなければならなくなる。また教職員の異動も伴う。例えば大阪府立高校の場合、閉校が決まると募集停止が発表され、次年度は在籍生徒が 2 年生と 3 年生の 2 学年となり、次々年度は 3 年生のみとなることから、順次、教員を異動させなければならない。教員の異動希望の有無がある一方、確保しなければならない教科毎の教員数もあることから校長の心労は大きい。

一方、特別支援学校の設置にあたっては、地域住民の理解は不可欠で、開校年度は 1 学年であったものが年度進行とともに児童生徒数、教員数が増えていく過程で新しい学校づくりにまい進しなければならない。

##### 4.2 特別支援学級数の増加

表 2 に、特別支援学級<sup>(10)</sup>を設置している小・中学校の全校数<sup>(11)</sup>と設置校の割合の推移を示す。

表 2 を見ると、小・中学校ともに、全校数は減少しているものの特別支援学級設置校が増えているので、特別支援学級設置校の割合は増加傾向にあることがわかる。

表2 特別支援学級の設置校数の推移

年 度	小学校			中学校		
	全校数	特別支援学級		全校数	特別支援学級	
		設置校数	割合 (%)		設置校数	割合 (%)
2008 (平成 20)	22,476	15,002	66.7	10,915	7,087	64.9
2010 (平成 22)	22,000	15,501	70.1	10,815	7,380	68.2
2012 (平成 24)	21,460	15,747	73.4	10,699	7562	70.7
2014 (平成 26)	20,852	15,986	76.7	10,557	7,754	73.4

#### 4.3 通級指導教室設置校の増加

学校種別毎に通級指導教室<sup>(12)</sup>の設置校数<sup>(13)</sup>とその割合の推移を表3・4に示す。

表3を見ると、小学校・中学校において全校数は減っているのにもかかわらず、通級指導教室設置校は増加しており、2014(平成26)年度には小学校において設置校の割合が15%に達している。

表3 通級指導教室設置校数(小・中学校)

年 度	小学校			中学校		
	全校数	通級指導教室		全校数	通級指導教室	
		設置校数	割合 (%)		設置校数	割合 (%)
2008 (平成 20)	22,476	1,996	8.9	10,915	215	2.0
2010 (平成 22)	22,000	2,465	11.2	10,815	382	3.5
2012 (平成 24)	21,460	2,781	13.0	10,699	498	4.7
2014 (平成 26)	20,852	3,134	15.0	10,557	608	5.8

表4 通級指導教室設置校数(特別支援学校)

年 度	特別支援学校		
	全校数	通級指導教室	
		設置校数	割合 (%)
2008 (平成 20)	1,026	52	5.1
2010 (平成 22)	1,039	63	6.1
2012 (平成 24)	1,059	54	5.1
2014 (平成 26)	1,096	67	6.1

表4を見ると特別支援学校における通級指導教室の設置校数の割合は2012年度に一旦

5.1%に低下したものの2014（平成26）年度には6.1%と増加しており、2008（平成20）～2014（平成26）年度においては通級指導教室の設置校数の割合は5～6%で推移していることがわかる。

以上のように、特別支援学級の設置校数並びに通級指導教室の設置校数が増加していることから、障害のある児童生徒への対応は小・中学校の校長として必須になっていると考える。

#### 4.4 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が在籍する学校数の増加

表5・6に日本語指導が必要な外国籍児童生徒が在籍する学校数<sup>(14)</sup>とその割合の推移を示す。

表5を見ると、日本語指導が必要な外国籍児童生徒が在籍する小・中学校の割合は増減があるものの20%に迫る勢いである。

表5 日本語指導が必要な外国籍児童生徒が在籍する学校数(小・中学校)

年 度	小学校			中学校		
	全校数	在籍校数	割合 (%)	全校数	在籍校数	割合 (%)
2008 (平成 20)	22,476	3,791	16.9	10,915	2,028	18.6
2010 (平成 22)	20,000	3,831	17.4	10,815	2,157	19.9
2012 (平成 24)	21,460	3,489	16.3	10,699	1,844	17.2
2014 (平成 26)	20,852	3,790	18.2	10,557	1,897	18.0

表6 日本語指導が必要な外国籍児童生徒が在籍する学校数(高・支援学校)

年 度	高等学校			特別支援学校		
	全校数	在籍校数	割合 (%)	全校数	在籍校数	割合 (%)
2008 (平成 20)	5,243	342	6.5	1,026	49	4.8
2010 (平成 22)	5,116	367	7.2	1,039	67	6.4
2012 (平成 24)	5,022	375	7.5	1,059	55	5.2
2014 (平成 26)	4,963	384	7.7	1,096	65	5.9

次に、表6を見ると高等学校でも特別支援学校でも日本語指導が必要な外国籍児童生徒の在籍校数の割合は10%以下ではあるが、微増傾向にあることがわかる。

#### 4.5 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が在籍する学校数

表7・8に日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が在籍する学校数<sup>(15)</sup>とその割合の推移を示す。

日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の在籍校数の割合は、いずれの校種においても増加傾向にあり、表7を見ると小学校の在籍校数は2014（平成26）年度には10%を超えていることがわかる。

表7 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が在籍する学校数(小・中学校)

年 度	小学校			中学校		
	全校数	在籍校数	割合 (%)	全校数	在籍校数	割合 (%)
2008 (平成 20)	22,476	1,422	6.3	10,915	497	4.6
2010 (平成 22)	20,000	1,601	7.3	10,815	582	5.4
2012 (平成 24)	21,460	1,771	8.3	10,699	597	5.6
2014 (平成 26)	20,852	2,144	10.3	10,557	713	6.8

表8 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が在籍する学校数(高・支援学校)

年 度	高等学校			特別支援学校		
	全校数	在籍校数	割合 (%)	全校数	在籍校数	割合 (%)
2008 (平成 20)	5,243	101	1.9	1,026	14	1.4
2010 (平成 22)	5,116	120	2.3	1,039	15	1.4
2012 (平成 24)	5,022	140	2.8	1,059	16	1.5
2014 (平成 26)	4,963	136	2.7	1,096	28	2.6

## 5 都道府県による相違について

前節において、特別支援学級と通級指導教室の増加、並びに日本語指導が必要な児童生徒の増加について全国規模で述べたが、ここではそれぞれについて都道府県による相違について述べたい。

### 5.1 小・中学校の特別支援教育の状況

先行研究<sup>(16)</sup>によれば、

$$\begin{aligned} \text{特別支援学級在籍率} &= \text{特別支援学級在籍児童（生徒）数} / (\text{特別支援学級在籍児童（生徒）数} + \text{小学校在籍児童または中学校在籍生徒数}) \\ \text{通級指導対象率} &= \text{通級による指導の対象児童（生徒）数} / (\text{小学校在籍児童または中学校在籍生徒数}) \end{aligned}$$

とし、47都道府県についてこれらの分析結果から次の7つに類型化できるとしている。

- ① 特別支援学級在籍率、通級指導対象率ともに高くはない群
- ② 特別支援学級在籍率、通級指導対象率ともに平均的な群
- ③ 特別支援学級在籍率は低いが通級指導対象率は高い群
- ④ 全体的に高いが中学校の特別支援学級在籍率と通級指導対象率が著しく高い群

- ⑤ 特別支援学級在籍率が高いが通級指導対象率は低い群
- ⑥ 全体的に高いが特別支援学級在籍率が著しく高い群
- ⑦ 特別支援学級在籍率の中でも特に中学校が高く通級指導対象率は低い群

このことから小・中学校における特別支援教育の状況は全国一律ではないことがわかる。

## 5.2 日本語指導が必要な児童生徒数の状況

表9に、2014（平成26）年度に行われた文部科学省の調査結果<sup>(17)</sup>をもとに、任意に選んだ10都道府県に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数を示す。なお、ここで示す日本語指導が必要な児童生徒数は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の合計人数である。

表9を見ると、外国籍・日本籍の日本語指導が必要な児童生徒数は都道府県によって大きく異なることがわかる。

表9 都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数

日本語指導が必要な児童生徒数		
都道府県名	外国籍児童生徒	日本籍児童生徒
北海道	100	41
福島県	42	29
東京都	2,303	1,017
石川県	91	10
愛知県	6,373	1,438
大阪府	1,913	631
広島県	386	110
高知県	19	21
福岡県	329	250
沖縄県	87	129

## 6 校長経験からの考察

筆者の校長経験から、日本教育経営学会が示した解説書「次世代スクールリーダーのための『校長の専門職基準』」について考察したい。

### 6.1 基準1「学校の共有ビジョンの形成と具体化」について

小項目1 「情報の収集と現状の把握」において次のように述べられている。

「校長として、より適切な学校のビジョンを形成するためには、児童生徒や保護者などの現状把握、スタッフである教職員の実態把握が前提となる。」<sup>(18)</sup>

校長の発令は通常4月1日付で行われる場合が多い。異動や昇任の内示が行われてから4月1日までの期間はそれぞれの設置者によって異なるが、その間に前任者との引継

ぎが行われる。筆者の経験では、着任する者も離任する者も後任者並びに異動先の前任者との引継ぎがあり、引継ぎ文書の作成だけでなく文書類の整理なども行わなければならない。さらに4月1日付で教職員の異動があり、赴任校の教員集団の特性も不明な中、入学式の準備や場合によれば勤務時間外の対応も強いられることから校長として赴任直後の実態把握は限定的にしか行えない。

## 6. 2 基準6「倫理規範とリーダーシップ」において

小項目1「学校の最高責任者としての職業倫理」について次のように述べられている。

「教育専門家によって構成される学校の最高責任者として、高い使命感と誠実、公正、公平の意義をもって職務にあたる。」<sup>(19)</sup>

小項目5「法令順守」においても次のように述べられている。

「法令順守についての高い意識を自らがもつとともに、教職員の間にそれを定着させる。」<sup>(20)</sup>

しかしながら、校長の不祥事が後を絶たない<sup>(21)</sup>ことからいくつかの事例をもとに記述するなどもっと強調されていいのではないか。また守秘義務についても言及すべきであると考ええる。

## 6. 3 基準7「学校をとりまく社会的・経済的・政治的・文化的状況の把握」について

小項目1「国内外の社会的・経済的・政治的・文化的状況を踏まえた学校教育の在り方の思索」において、解説の中で次のように述べられている。

「国内外の社会・経済・政治・文化に学校教育は否応なく規定されていると同時に学校教育は、国内外の社会・経済・政治・文化と繋がり、人間の福祉に貢献する社会や文化に創りかえていく使命を担っているのである。」<sup>(22)</sup>

そのとおりであると考えるが、その前に、「核兵器のない平和な世界をめざす国際政治は着実に前進している」<sup>(23)</sup>と述べ、また「若者の就職戦線も厳しくなっている」<sup>(24)</sup>と記述されている。執筆当時はそのような状況であったかもしれないが、2017（平成29）年においては、朝鮮半島の状況は変化し、求人倍率は上昇して人手不足が深刻化している<sup>(25) (26)</sup>。

このように社会の状況が変化することを校長としては認識しておくことは大切であるが、校長の専門職基準の解説書に変化する状況を記述する必要はないと考える。

## 6. 4 小項目のタイトルに続く解説文の表現について

基準1～6の各小項目のほとんどの解説文は「～を行う」「～する」等と結ばれている。しかし基準7のすべての小項目については「～できる」と表現されている<sup>(27)</sup>。

校長をめざす者が読めば、「行う」「する」等の表現ではすべてのことを行わなければならないと考えてしまい、私にはできないと諦めてしまう者が現れかねない。すでに述べたように都道府県によって状況は異なるし、学校の課題もそれぞれ異なる。校長は、赴任校においてすべての課題に取り組むことは時間的にも体力的にも難しいし、校内組織が整っていないならばなおさら難しい。校長は必然的に赴任校の諸課題について優先順位を明確にして上位から取り組むことになる。したがって、各小項目については基準7の小項目のように「～できる」という表現が適切であると考ええる。少なくとも「～を行う」「～する」等と



いった表現を併用するならば、その違いを明示する必要があると考える。

## 7 まとめにかえて

学校基本調査結果等をもとに、全国的に小・中・高等学校の学校数が減少しているが特別支援学校は増えていることを示した。つまり閉校や統合に取り組む小・中・高等学校の校長が存在する一方で、新しい特別支援学校づくりに取り組む校長もいるわけである。また、特別支援学級、通級指導教室の設置校の割合が増加傾向にあることを示し、先行研究を引用してそれらの設置状況が都道府県によって異なることも述べた。さらに、日本語指導が必要な児童生徒数についても増加傾向にあり、しかも都道府県によって大きく異なることを指摘した。なお、日本語指導が必要な児童生徒の母語はポルトガル語が多い県や中国語が多い県などさまざまである<sup>(28)</sup>。

これらのことから、学校種別によってまた都道府県によって状況が異なることは明らかであると考ええる。

したがって、日本教育経営学会が示した「校長の専門職基準」 試案（2015年度版）をもとにして海外の例<sup>(29)</sup> <sup>(30)</sup>を参考に校長免許状の創設を検討するならば、学校種別に各都道府県教育委員会が創設することを提案したい。各都道府県教育委員会は校長試験受験希望者に独自に研修を課すこともできるが、放送大学、放送大学大学院の科目履修を課す方法もある。科目履修生として放送大学、放送大学大学院に入学すれば、インターネットで講義を視聴できる。各都道府県の教育委員会はそれぞれの状況に応じて履修する科目を決めればよいと考える。筆者の経験からすると、例えば放送大学の科目「学校と法」を学べば、安全保護義務について高等裁判所の判決が最高裁判所で覆った事例などが紹介されており、その過程で最高裁判所の考え方が理解できる。そしてそのことを参考に教員集団に危険を予見し回避することを具体的に指導できるのである。その結果、保護者から訴訟を起こされる可能性を小さくできるし教員達の成長にも寄与できる。また、科目「日本の教育改革」や放送大学大学院の科目「教育行政と学校経営」を学べば、現在の校長の立ち位置が理解でき様々な新しい施策について教員集団に説明する際、単に設置者の方針をそのまま説明するだけでなく自らの言葉で話し納得させることができるのである。そして納得した教員集団、特に主幹教諭、分掌長達は、様々な提案や情報をもたらしてくれるようになる。これらのことは校長と教員集団の信頼関係を密にさせるだけでなく、新たな活動を呼び起こし結果として教育の質を高めることにつながる。

なお、国が全国一律の校長免許状を創設する場合は、コアとなる部分のみ定め、例えば放送大学を活用して校長として最低必要な内容を学ぶための科目を開設する。そして各都道府県はそれに加えてそれぞれの状況に応じた内容を付加する方法が良いと考える

今後も少子化の進展に伴い学校数の減少は避けられない。さらに現在の急激な社会変化にともない国や設置者が校長に求めるものは変化し多様化すると考える。そのことを踏まえた校長の専門職基準であり校長免許状であることを望む。

## 注

- (1) 別添“日本教育経営学会実践推進委員会「校長の専門職基準」試案（2015年版）の骨子”参照
- (2) 日本教育経営学会実践推進委員会編 「次世代スクールリーダーのための『校長の専門職基準』」 2015.6 花書院
- (3) 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会配布資料（資料2-1 “公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（素案）”）平成29年2月2日<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryu/\\_icsFiles/afiefieldfile/2017/02/03/1381789\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryu/_icsFiles/afiefieldfile/2017/02/03/1381789_01_1.pdf)>（2017.3.20）
- (4) 棚野勝文 “校長に求められる資質・能力と養成システム開発” 『関西教育行政学会 平成29年3月例会報告資料』、2017.3
- (5) 注（4）参照
- (6) 注（2）pp58-124 参照
- (7) 日本教育新聞 “海外の管理職養成” 2014.9.1～2015.2.23（計22回連載）
- (8) 森 均 “大阪府立特別支援学校の校長人事に関する実証的研究－障害者差別解消法施行前の状況から校長免許状創設へ－”、『大阪女学院短期大学紀要』、46、2016、pp37-49
- (9) 文部科学省生涯学習政策局政策課 学校基本調査（昭和23～）<<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001015843&cycode=0>>（2017.2.13）
- (10) 特別支援学級：学校教育法（第81条第2項）、「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。」と定められ、各号には次の者が掲げられている。
  1. 知的障害者
  2. 肢体不自由者
  3. 身体虚弱者
  4. 弱視者
  5. 難聴者
  6. その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- (11) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課：「特別支援教育資料」（平成20～26年度）
- (12) 通級指導教室：1993年度に「通級学級に関する調査研究協力者会議」の答申を受け、学校教育法施行規則が改正され始まった。小学校・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童・生徒が普通学級に在籍しながら、障害の状態に応じた指導を受ける。難聴や弱視、言語障害、自閉症、情緒障害に加えて、2006年度からは学習障害、注意欠陥多動性障害の児童・生徒も対象となった。おもに普通学級で授業を受けながら、個別の症状に応じて週に1～8回程度、学校内または他の小・中学校や特別支援学校などで学ぶ。
- (13) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課：「通級による指導実施状況調査」（平成20～26年度）
- (14) 文部科学省初等中等教育局国際教育課：「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」（平成20～26年度）
- (15) 注（14）参照
- (16) 横内理絵、吉利宗久、柳原正文 “特別支援教育の対象となる児童生徒の都道府県別比較”、『岡山大学教師教育開発センター紀要』、1、2011、pp1-8

- (17) 文部科学省初等中等教育局国際教育課：「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(平成 26 年度) <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/27/04/1357044.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357044.htm)> (2017. 5. 5)
- (18) 注 (2) pp62 参照
- (19) 注 (2) pp110 参照
- (20) 注 (2) pp113 参照
- (21) 校長の不祥事 <<https://matome.naver.jp/odai/2142956828260789401>> (2017. 8. 21)
- (22) 注 (2) pp119 参照
- (23) 注 (2) pp119 参照
- (24) 注 (2) pp119 参照
- (25) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構：人材（人手）不足の現状等に関する調査（企業調査）及び働き方のあり方等に関する調査（労働者調査）結果 一人材（人手）不足の企業の 7 割超が、いっそうの深刻化や慢性的な継続を予想 2016（平成 28）年 6 月 15 日 <<http://www.jil.go.jp/press/documents/20160615.pdf>> (2017. 8. 17)
- (26) 厚生労働省：“平成 27 年度「高校・中学新卒者の求人・求職状況」取りまとめ～高校生の求人倍率は 1.54 倍、求人数は前年比 19.9%増～” <<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11652000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu-Jakunenshakoyoutaisakushitsu/0000097773.pdf>> (2017. 8. 17)
- (27) 別添 “日本教育経営学会が示した「校長の専門職基準」 試案（2015 年版）の骨子” 参照
- (28) 注 (17) 参照
- (29) 牛渡 淳 “世界の管理職養成 2 米国の制度① 大学院の校長プログラムと免許状が必須” 日本教育新聞 2014. 9. 8
- (30) 楊 思偉 “世界の管理職養成 17 台湾の制度④ 校長には免許状が必要、主任以上は選考試験実施” 日本教育新聞 2015. 1. 19

<別 添>

日本教育経営学会が示した「校長の専門職基準」試案(2015年版)の骨子

**基準1 「学校の共有ビジョンの形成と具現化」**

校長は学校の教職員、児童生徒、保護者、地域住民等（の学校関係者）によって共有・支持されるような学校のビジョンを形成し、その具現化を図る。

小項目1 「情報の収集と現状把握」

校長は様々な方法を用いて学校の実態（児童生徒の学習・生活、教職員の資質・能力や職務の実態、保護者・地域からの期待、地域社会の環境、これまでの経緯など）に関する情報を収集し、現状を把握する。

小項目2 「校長としての学校のビジョンの形成」

学校の実態と使命を踏まえつつ、教職員や学校関係者から理解され意識される学校ビジョンを目指して、自分自身の教育理念や見識に基づいてビジョンを構想する。

小項目3 「関係者を巻き込んだ学校ビジョンの共有化」

校長は学校の実態と使命を踏まえつつ、すべての教職員、児童生徒、保護者、地域住民等を巻き込みながら学校ビジョンの共有化を図る。

小項目4 「共有ビジョンの具現化」

校長は学校の共有ビジョンを具現化するためにカリキュラムおよび校内研修等の計画を具現化する。

小項目5 「共有ビジョンの検証と見直し」

校長は学校のビジョンを絶えず検証し、見直しを図る。

**基準2 「教育活動の質を高めるための協力体制と風土づくり」**

校長は、学校にとって適切な教科指導及び生徒指導等を実現するためのカリキュラム開発を提唱・促進し、教職員が協力してそれを実施する体制づくりと風土醸成を行う。

小項目1 「児童生徒の成長・発達に対する校長の責任」

校長は、学校教育を受けることによってあらゆる児童生徒が成長・発達できるようにすることを、学校の担うべき責任として自覚する。

小項目2 「共有ビジョンを具現化するカリキュラム開発」

校長は、学校の共有ビジョンを具現化するために、教職員や保護者の協力を得ながら、児童生徒の実態と学習指導要領に基づいたカリキュラム開発を実現する。

小項目3 「児童生徒の学習意欲を高める学校環境」

校長は、あらゆる児童生徒が、高い学習意欲を持ち安心して学ぶことができる環境を校内に形成するように教職員をリードする。

小項目4 「教職員の意欲向上に基づく教育実践の推進」

校長は、教職員が高い意識をもって、より質の高い教育実践を協力して推進できるようにする。

小項目5 「教員が能力向上に取り組める風土醸成」

校長は、より質の高い教育を実現するために、絶えず新しい教授方法や教

材開発に取り組むことができるような風土を醸成する。

### **基準3 「教職員の人材育成」**

校長は、すべての教職員が協力しながら自らの教育実践を省察し、職能開発を続けることを支援するための体制づくりと風土醸成を行う。

#### 小項目1 「教職員の人材育成が改善につながることの自覚と責任」

校長は、すべての教職員の人材育成を図ることが、あらゆる児童生徒の教育活動の改善につながるということを自身の責任として明確に自覚する。

#### 小項目2 「教職員一人ひとりの職務能力・課題意識の理解と支援」

教職員一人ひとりのキャリア、職務能力を的確に把握し、各自の課題意識や将来展望等について十分に理解し、支援する。

#### 小項目3 「教職員一人ひとりの目標設定を通じた職能開発のリード」

学校の共有ビジョンの実現のために、一人ひとりの人材育成と学校としての教育課題の解決を促すための研修計画を立案するよう教職員をリードする。

#### 小項目4 「教育実践を軸とした相互交流と省察」

日々の教育実践を相互に交流し合い、協力して省察することができるような教職員間の人間関係づくりを形成する。

#### 小項目5 「同僚性と協調性にたった教職員の風土醸成」

教職員の間、協働、信頼、公正、公平の意識が定着するような風土を醸成する。

### **基準4 「諸資源の効果的な活用と危機管理」**

校長は、効果的で安全な学習環境を確保するために、学校組織の特徴を踏まえた上で、学校内外の人的・物的・財政的・情動的な資源を効果的・効率的に活用し運用する。

#### 小項目1 「教育活動の質的向上を図るための実態把握」

学校としてのビジョンの共有状況、教育活動の質、及び教職員の職能開発について、様々な方法を用いて絶えず実態を把握する。

#### 小項目2 「学校の共有ビジョンの実現に必要な諸資源の把握とその調達」

学校の共有ビジョンを実現するためにどのような人的・物的・財政的・情動的な資源が必要かを考え、必要に応じて学校外部に働きかけてそれらを調達する。

#### 小項目3 「PDCAサイクルに基づく組織の諸活動のリード」

諸資源を生かしながら、教育活動の質的改善及び教職員の職能開発などの諸課題が計画的・効果的に行われるように、計画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)のサイクルで組織全体の動きを創る。

#### 小項目4 「危機管理体制のための諸活動のリード」

教職員と児童生徒が安全な環境のもとで教育・学習活動に取り組めるように、危機管理のための組織的な活動をリードする。

### **基準5 「家庭・地域社会との協働・連携」**

校長は、家庭や地域社会の様々な関係者が抱く多様な関心やニーズを理解し、それらに応えながら協働・連携することを推進する。

#### 小項目1 「家庭・地域社会との協働・連携の必要性の理解」

学校における教育活動は、家庭・地域との信頼・協働関係のもとでより効果的に行うことができることを十分に理解する。

小項目2 「家庭・地域社会の環境の把握と理解」

様々な情報源を活用して、自校に通う児童生徒の家庭及び地域社会環境を把握し理解する。

小項目3 「学校に対する関心・期待の把握」

家庭及び地域社会の様々な立場の人や機関等が自分の学校に寄せる関心・期待を把握し、それらを教育活動の質的改善に生かすよう教職員をリードする。

小項目4 「学校のビジョン・実態の発言と協働・連携意識の獲得」

様々な方法を用いて、学校の共有ビジョンと教育活動の実態等についての情報を発信し、家庭・地域社会からの信頼感と協働・連携意識を獲得するよう教職員をリードする。

小項目5 「多様な人々・機関との適切な関係づくり」

学校に関心をもつ様々な人や機関等に対して、尊敬と公正の意識をもって適切な関係づくりを行う。

## 基準6 「倫理規範とリーダーシップ」

校長は、学校の最高責任者として職業倫理の模範を示すとともに、教育の豊かな経験に裏付けられた高い見識をもってリーダーシップを発揮する。

小項目1 「学校の最高責任者としての職業倫理」

教育専門家によって構成された学校の最高責任者として、高い使命感と誠実、公正、公正の意識をもって職務にあたる。

小項目2 「説得力をもった明確な意思の伝達」

自らの豊かな教育経験と広い視野に基づいて、児童生徒の最善の利益を優先しながら、校長自身の意思をあらゆる立場の人に対して説得力をもって明確に伝える。

小項目3 「多様性の尊重」

多様な価値観、思想、文化などの存在を認めることができる。

小項目4 「自己省察と職能成長」

学校の最高責任者として、職務上の自らの言動や行為のありようを絶えず省察することを通じて、自己の職能成長に努める。

小項目5 「法令順守」

法令順守についての高い意識を自らが持つとともに、教職員の間にもそれを定着させる。

## 基準7 「学校をとりまく社会的・経済的・政治的・文化的状況の把握」

校長は、学校教育と社会とが相互に影響し合う存在であることを理解し、広い視野のもとで公教育および学校を取り巻く社会的・経済的・政治的・文化的状況を把握できる。

小項目1 「国内外の社会的・経済的・政治的・文化的状況を踏まえた学校教育のあり方の思索」

国内外の社会・経済・政治・文化的状況に対する十分な理解に基づいて、

現代の学校教育のあり方についての自分自身の考えを明確にできる。

小項目 2 「憲法・教育基本法等に基づく学校教育のあり方の思索」

日本の公教育全体について十分に理解し、日本国憲法、教育基本法等の関係法令等に基づいて自校の教育のあり方を考えることができる。

小項目 3 「各地方自治体における社会的・経済的・政治的・文化的状況の理解」

自校が存在する地方自治体における社会的・経済的・政治的・文化的状況を十分に理解し、それらを学校のビジョン形成に生かすことができる。

小項目 4 「教育の思潮についての深い理解」

国内外の教育の思潮・考え方について理解し内面化するとともに、それらをもとにしながら、自校の教育のあり方を考えることができる。

※ 筆者が注(2)の文献をもとにまとめた。また下線は筆者による。なお、明らかな誤字は訂正して記述している。